



The 8th General Conference  
of EASTICA & Seminar  
2007, 10, Tokyo

## 国・地域別報告：モンゴル

### モンゴルにおける電子政府化の進展と 電子記録管理

モンゴル政府は、2005年から2012年までを対象期間とする政府中期開発政策及び情報通信技術部門実施計画を策定するため、「e - モンゴル」計画、「モンゴル電子政府化基本計画」等の国家計画に承認を与えた。

国家計画の中での最大の課題は、公共情報システム及び公共情報データベースの構築を通じて政府の組織記憶を形作り、情報通信技術に基づく新しい管理モデルにより e - ガバナンスを実現することである。

「e - モンゴル」計画の枠組みの中の課題のうち、e - ガバナンスの発展に関係するものは、次のようなものがある。

- ・ 情報通信技術の活用により中央及び地方の政府が国民・住民及び組織に対して提供するサービスを向上させるために、2012年までに、少なくとも70%の公共サービスをオンライン・システムにより提供する。
- ・ 公共機関の活動をオンライン・システムにより制御する公共イントラネット・ポータルを構築して、時間と距離に左右されず公共情報サービスを国民に持続的に提供する。
- ・ 公共情報をオンライン・システムにより交換できるように法的環境を整備し、全ての公共機関に独自のドメイン名、ウェブサイト及び電子メール・アドレスを割り当てる。
- ・ 事務管理アプリケーション等の情報システムを活用して、公共機関の内部事務を処理する。

- ・ 電子納税 (e-tax)、電子通関 (e-customs)、電子事務 (e-affairs) 等のプロジェクトを立ち上げて、紙媒体によらないオンラインサービスを全ての部門において開始し、公共サービスの効率、質、利用しやすさ及び迅速性並びに国民等の満足度を向上させる。
- ・ 国民及び民間部門にとって簡単かつアクセスしやすく安全な公共情報ベースを多様な形で構築し、公共情報への一般のアクセスを可能にする。

これらに加えて、近年では、文書及び情報をオンライン・システムにより作成すると共に、情報等の増加に適応した方法により文書及び情報の体系化、制御、アーカイブ及び保存を実施することが、新たな課題になってきている。また、公共機関は、体系的かつ戦略的に活動しなければならない。組織の文書作成の自動化及びガバナンス活動の情報環境の進歩は、その前提条件である。

我が国におけるアーカイブ部門の必要及び要件並びに国際的なアーカイブ部門の発展の潮流に基づいて、モンゴル政府は、公共部門における文書の作成とアーカイブ化に優先的に情報技術を導入している。国家計画の組織的遂行及び完遂には、予算、労働力、時間、技能、技術、マネジメント及び組織化等の総合的な措置を講じる必要がある事を見通して、モンゴル政府は、政府命令2006年第64号で、「公共部門における

文書の作成とアーカイブ化への情報技術導入のための国家計画2006～2012年」を承認した。

6年以内に実施しなければならないこの国家計画は、2期に分かれている。この計画を実施する枠組みにおいては、技能及び技術の改革がアーカイブ部門でなされなければならない。また、アーカイブ文書ベースが構築されなければならない。さらに、記録の保存及び利用が電子システム上に移行され、文書化プロセスがオンライン化されなければならない。

この国家計画の第1期（2006年～2008年）においては、国家計画の実施へむけた準備を行い、法的環境及び人的資源を形作り、実施方法を確保するために、次のような作業を行うこととしている。

- ・アーカイブ記録のための電子情報ベースの構築・運用に関する研究を実施し、望ましい方法論及び手法を開発する。
- ・アーカイブ記録の分類のための複合スキーマを考案し、それに応じて、記録の確定、分散、分類及びデコードを行う。
- ・公文書館の科学的・技術的作業プロセスの進歩について詳細に調査し、記録の作成、更新及び改善がオンライン・システム上で出来るようにする。
- ・情報に対するニーズの多いアーカイブ・フォンドに対して主題別作業を行うことにより、バイナリ情報ベースの構築作業を組織化する。
- ・公的なアーカイブ記録、情報、検索及び文書化を自動化し、その実験と導入を支援し開発するハードウェアを処理する。
- ・情報技術を活用してアーカイブに科学的ディレクトリを作成する広範な活動を組織化する。
- ・文書化ソフトウェア標準を策定し、特定の組織及び部門における電子文書システムを評価する。
- ・「e モンゴル」計画に示された通りに、オン

ラインシステム上で文書を作成する組織活動を行う。

国家計画の第1期における準備として、我々は、次のような作業を現在行っている。

- ・文書化プロセスの進歩のために法的環境を整備する。
- ・「ISO15489文書の管理及び組織化」を国家標準化して国際標準を実現する。
- ・諸外国の電子文書化プロセスに関する経験について調査する。
- ・文書作成に関して公務員の教育と資質を向上させる。
- ・ドキュメンテーション作業に関してソフトウェア開発方針ミッションを組織し、体系的分析を行う。
- ・アーカイブ記録に関する分類スキームを開発する。
- ・モンゴル人口センサスに関する情報ベースを構築する。
- ・オンライン・システムへアーカイブ記録を移行する準備を行う。
- ・アーカイブズのための情報ベース開発方針策定ミッションを組織し、体系的分析を行う。

国家計画の第2期は、アーカイブ情報ベースの構築及び電子文書システムの導入を目指している。そのために、次のような作業を行うこととしている。

- ・情報データベースにバイナリ・アーカイブ情報を全面的に投入する。
- ・国際標準に従って公文書館の主要部門の記録を確定し、主題別検索が可能のように自動アーカイブ情報データベースを構築する。
- ・オンライン・システムにアーカイブ・ディレクトリ記録を投入し、電子目録及びデータベースの構築によって、遠隔地からの一般のアクセスが無料で出来るようにする。
- ・主題及び名前別にアーカイブ記録の電子フォ

ンドを形作る。

- ・ 映画、歌、映像、科学・技術記録等の特殊な類型の記録の電子的複製物を作成し、保存と利用を改善する。
- ・ 公共機関が記録及び情報をイントラネットによって交換し電子的に保存できるような機会を創出する。

我々の新たな仕事の完遂には、相当の財源と

労力を必要とするが、我々は、その結果として、公的アーカイブに関する情報と検索が完全に質の高いものに変化し、国民に迅速なアクセスを提供できるようになることを望んでいる。文書作成の自動化によって、組織内の定常的作業が改善され、公共機関が仮想空間で意思決定を行い、オンライン上で情報の交換、利用及び保存を行う機会が与えられることになるだろう。